

# 農用地等の貸付希望について

令和 5 年 11 月 28 日

公益財団法人香川県農地機構 理事長 殿

(市町担当課経由) ※市町担当課は機構に提出の際、受付印を押印のこと ※コピーを申請者に手渡すこと

土地所有者	〒 761 - 8078
住所	高松市仏生山町甲263番地1
フリガナ	タカマツ タイチロウ
氏名	高松 太一郎 印
電話番号	( 087 - 816 - 0987 )
携帯番号	( 080 - 1234 - 567 )
生年月日	大正 昭和 平成 28 年 9 月 18 日

※代理人が申込される場合は下記に氏名、電話番号をご記入ください  
(土地所有者との続柄)

氏名 ( ) TEL ( - - )

私は、以下の事項で農用地等を貸付希望します。

※これは農地の貸付希望の申出であり、農地機構が農地を借り受けたということではありません。

## 1 貸付希望の意向等について

- 当該農用地等 別紙「貸付希望農用地等一覧」のとおり
- 農地の貸付に際し、利用者の利用方法等にかかる私の意向は次のとおりです。

該当する項目等に○印を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	農地の利用方法に条件をつける。 具体的条件 ( )
<input checked="" type="checkbox"/>	農地の利用方法に条件はつけない。
<input type="checkbox"/>	賃料について具体的な希望がある。 希望額 ( 円/10a )
<input checked="" type="checkbox"/>	賃料は、0円がかまわない。
[その他] ※具体的なことがあればご記入ください。 なし	
貸付希望期間 (6年以上)	20年 ・ 15年 ・ 10年 ・ 6年 ・ その他( 年) ※その他の場合は希望年数を記入

## 2 申出に当たっての確認事項

チェック

- 「借受希望者」が見つかるまでの間は、自ら農用地等を管理していただきます。
- 「借受希望者」が見つからない農地は、原則として借受できません。
- 15年以上の貸付期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。
- 農地機構への申出については、各市町の地域計画が策定・公告されるまでとさせて頂きます。

※ 上記内容を確認をしたら右の口に「✓」を記入してください。

## 3 情報提供に関する同意

本申出に記載の情報は、農地中間管理事業実施を目的として関係機関、団体、個人へ「情報開示」されることに同意します。また、農用地の所在、面積、登記地目については、当機構のホームページで公表されることにも同意します。(※ 確認をしたら右の口に「✓」を記入してください。)

本人確認	<input type="checkbox"/> ( )
------	------------------------------

受理通知送付済み

受付者欄	
------	--